
第1部 都市計画の概要



1 はじめに ～都市計画の概要～

都市計画とは、まちづくりの将来像を実現するための規制や誘導、整備を行うもので、簡単に言うと、「まち」を形作るため、土地の利用の仕方や建物の建て方などを決めるものです。

私たちが暮らしていくためには、農業や商業、工業など様々な活動が必要です。また、土地は平野部や山間部などの地形的な条件や人や物の動きなど土地を使うための条件や範囲には様々な制約がありますから、土地の利用の仕方や建物の建て方について考える必要があります。

都市計画は、私たちを取り巻く政治、経済、文化などの様々な活動がバランスよく機能的に行えるように、また、これらの活動を支える環境を良好に保ち、合理的な土地利用の仕組みを作るといった役割を果たすために、適正な制限を行いながら、その実現を図っていく制度なのです。

■都市計画のイメージ



出典：国交省HP

○この本の使い方

この本は、私たちに関わる「まちづくり」を進めていくため、
制度やきまりなどを新居浜市を例にして、わかりやすく説明しています。
みんなで「まちづくり」を考えていきましょう。





2 新居浜市はどのようにできている？

～まちづくりのプラン～

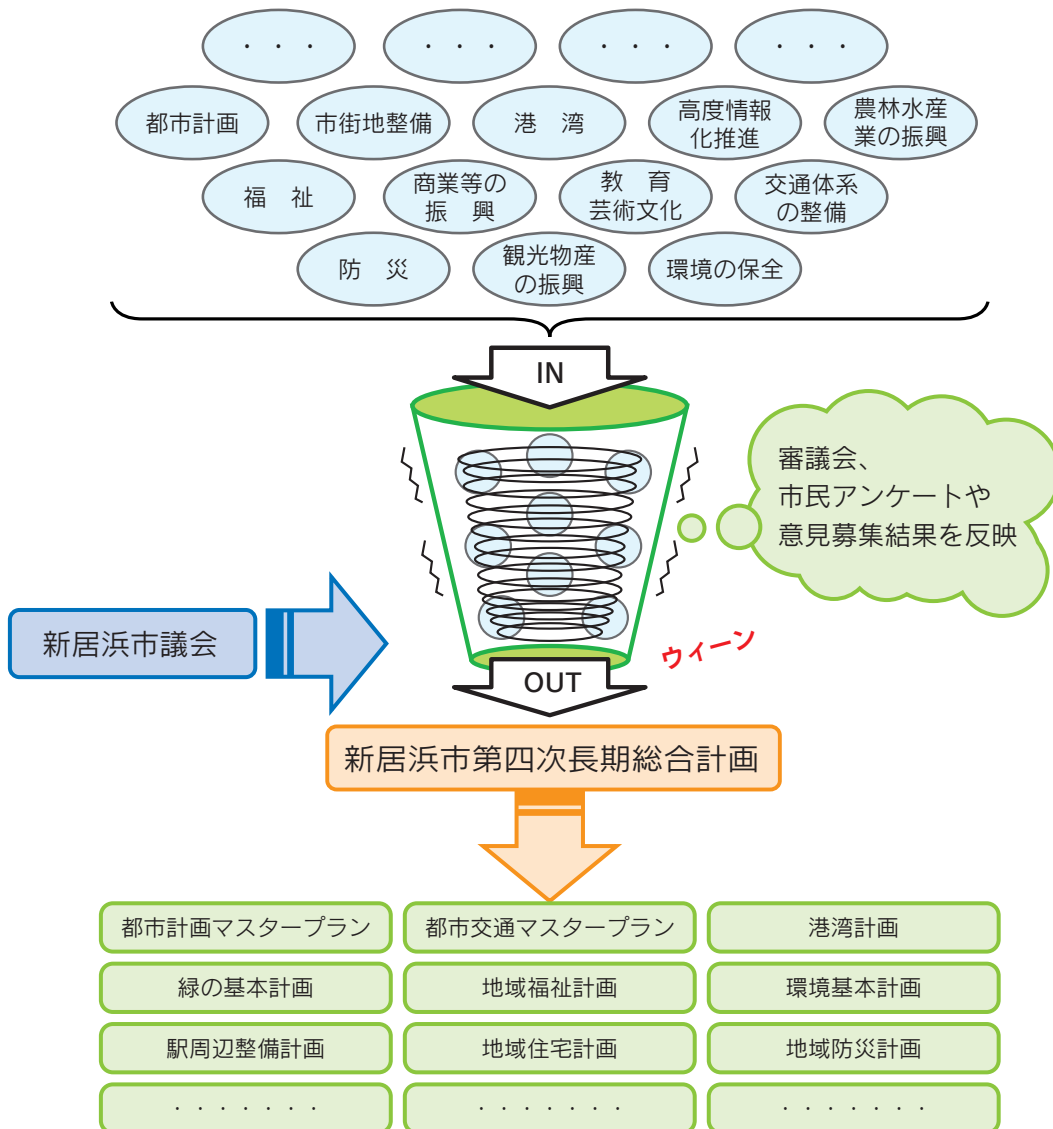
本市には、新居浜市長期総合計画をはじめとして、「まちづくり」のための様々な計画があります。

こうした計画は、市議会をはじめとして各審議会や市民のみなさんの総意で作成されています。

下の図にあるように、上位計画である新居浜市長期総合計画は全体の方針を、下位の計画はそれを実現するための具体的な事業計画を示しています。

本市の「まちづくり」はこうした計画の流れに基づき行っているのです。

■まちづくり計画のつくりかた（イメージ）



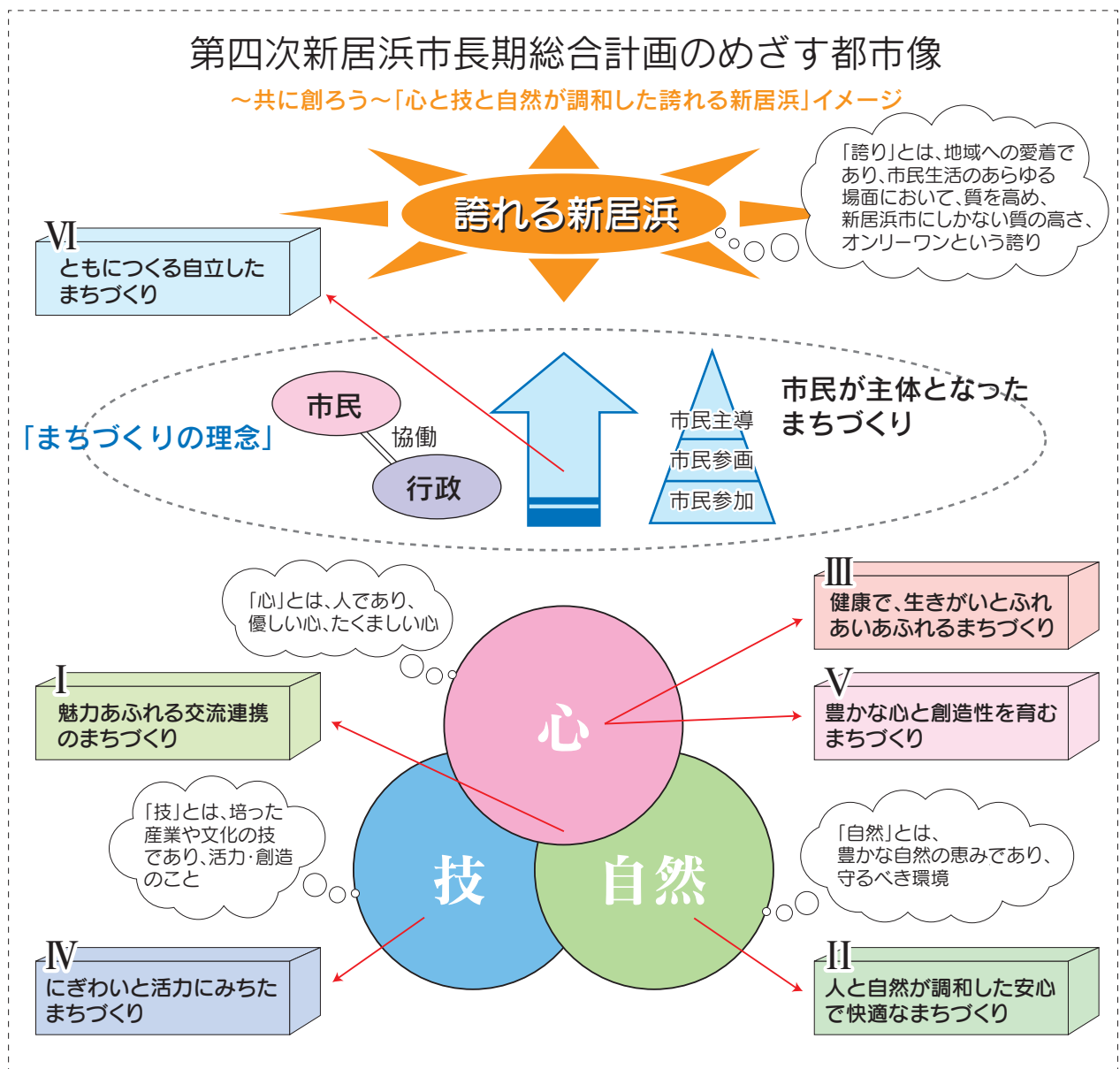


(1) 新居浜市長期総合計画

長期総合計画とは、本市が目指す新しいまちづくりの基本方向である、まちづくりの理念及び将来の目標、都市像並びにこれを実現するために必要な施策を示すものです。

第四次新居浜市長期総合計画は、平成13年度に策定しましたが、計画策定時には想定できなかった出来事や社会経済情勢の変化もあり、中間年である平成17年度に見直しを行いました。

■新居浜市長期総合計画（イメージ）



※後期戦略プランは本庁および各支所、各公民館に備え付けているほか、新居浜市のホームページにも掲載しています。



(2) 新居浜市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランとは、私たちのまち・新居浜市の「まちづくり」を考える重要な計画であり、暮らしやすいまちづくりのために、どのようなしくみで、どのように土地を使うかという目標をまとめたものです。

新居浜市都市計画マスタープランは、平成13年に策定しましたが、社会経済情勢の変化や上位計画の見直し、旧別子山村との合併などに対応するため、平成19年2月に見直しを行いました。

● 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、新居浜市の地域特性や都市づくりの課題に対応したまちづくりの方針を定めるものです。

《都市計画マスタープランの役割》

- ①新居浜市の実現すべき都市将来像を具体的に示す。
- ②将来のまちづくりや各種都市計画に対し、地域住民の理解を深める。
- ③各種都市計画間の相互の調整を図る。
- ④土地利用の規制・誘導方策や各種都市施設整備事業など、都市計画に関する方策や事業を決定、変更する際の指針とする。

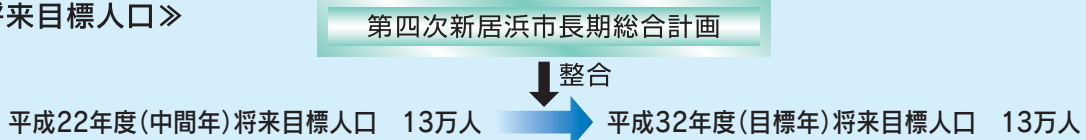
《対象範囲》

- 新居浜市全域

《計画期間》

- 計画目標年 平成32年度（2020年）

《将来目標人口》





■都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想によって構成されています。

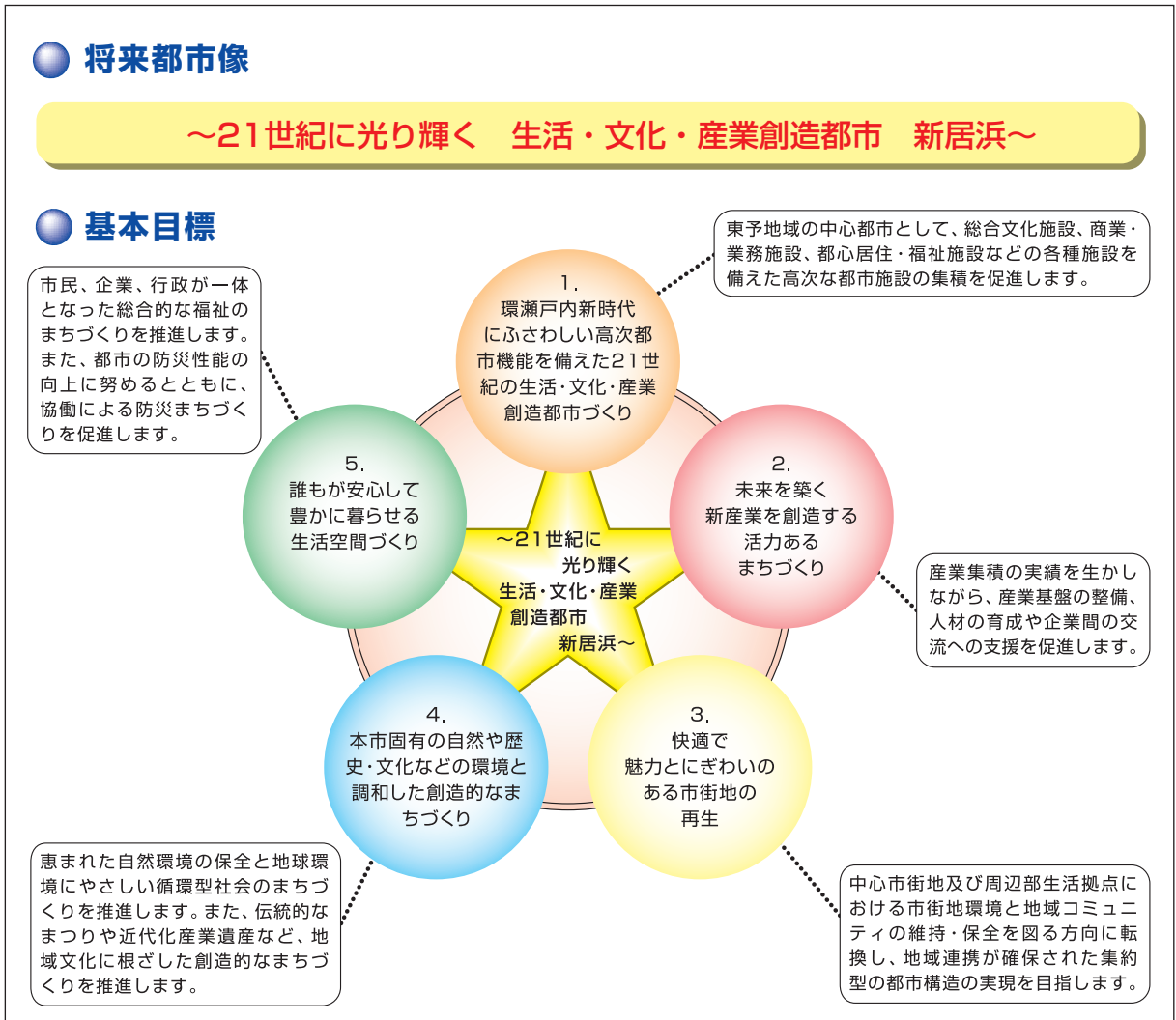
- 全体構想は、新居浜市全域を対象として策定しています。
- 地域別構想は、地域住民のつながりや地域の一体性を考慮し、2～3個の小・中学校区のまとまりからなる5つの地域（中部、東部、南部、西部及び別子山・山間地域）に区分し、各地域ごとに策定しています。

■都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、上位・関連計画との整合性や関係機関との調整を図りながら、住民・民間事業者と行政が協力し、具体的にまちづくりを推進する指針となるものです。

■都市づくりの基本目標

基本理念と将来都市像を考慮して、まちの将来像を実現するために都市づくりの基本目標5つを次のように定めます。

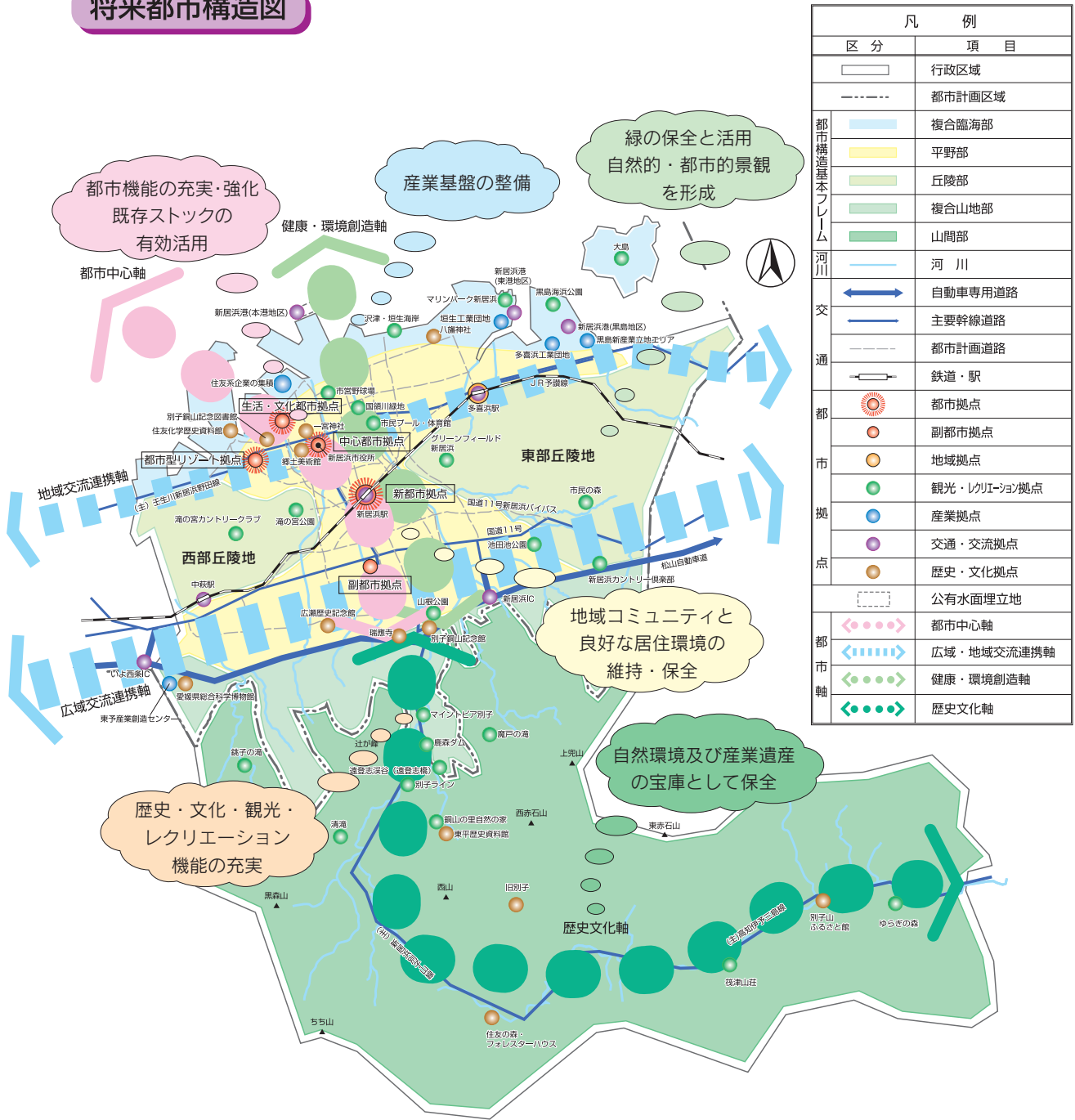




■新居浜市都市計画マスタープラン「まちづくり」のポイント

多様な都市の発展に対応し、ゆとりと豊かさを備えた生活・文化・産業創造都市への健全な発展を図るため、各種都市拠点と都市軸を位置づけ、今後は拠点を中心にした都市整備を推進することを掲げています。

将来都市構造図





(3) 緑の基本計画 (平成10年3月策定)

この計画は、都市緑地法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として取りまとめられたもので、目標とする「山と海 みどりで結ぶ銅の里・にいはま」の実現に向けて緑に関する将来像を総合的に計画し、都市公園の整備と合わせて民有緑地の保全や都市の緑化を総合的かつ体系的に推進しています。

■緑の将来像の実現に向けた4つの基本方針

- ①新居浜らしい緑のふるさとづくり
- ②個性豊かな緑の空間づくり
- ③市民、企業、行政が協力して進める緑のまちづくり
- ④災害に強いまちづくり

■本計画の主な目標

- ・対象区域 都市計画区域
- ・目標年次 平成27年度
- ・緑地の目標水準 人口一人当たり20㎡

■緑の将来像図 「山と海 みどりで結ぶ銅の里・にいはま」

